

令和 7 年 7 月 1 日

労働力調査（特定調査票）における「オーダーメード集計」を行う際の仕様について

オーダーメード集計を受託する際の仕様は、次のとおりです。オーダーメード集計の利用を希望する方は、この仕様に基づき、「統計表作成仕様書」を作成の上、「統計の作成等の委託申出書」と併せて統計センターへ提出してください。

1 調査年次

平成 14 年 1 月から令和 6 年 12 月までのデータが利用可能です。

2 集計に使用するデータ

特定調査票の月次データです。

3 集計の対象項目

分類一覧から表頭、表側、欄外に配置する項目を選定します（分類一覧は、統計センターのホームページの「オーダーメード集計の利用」のページに掲載されています。）。

なお、平成 30 年 1 月以降とそれ以前、平成 25 年 1 月以降とそれ以前では、一部の調査事項（基礎調査票と特定調査票の入り繰り、調査事項の新設や細分化等）や定義（労働者派遣事業所の派遣社員について、産業及び従業者規模を派遣元から派遣先で把握するものに変更）が異なりますのでご注意ください。平成 30 年 1 月以降の調査票では、詳細集計において、平成 30 年 1 ～ 3 月期から未活用労働及び未活用労働指標の集計・公表を開始したことに伴い、就業状態を未活用労働を含む区分に変更しました。この区分では、完全失業者の求職活動期間（1 週間）を 1 か月に拡大して捉えた「失業者」を新たに導入し、詳細集計での労働力人口は、「就業者と完全失業者を合わせたもの」から、「就業者と失業者を合わせたもの」に変更したため、労働力人口及び 15 歳以上人口から労働力人口を除いた非労働力人口の範囲は、平成 29 年 10 ～ 12 月期までとは異なります。

詳しくは、分類一覧及び労働力調査のホームページの以下の URL をご参照ください。

- ・労働力調査における平成 30 年 1 月分からの変更について

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/change/2018/pdf/henkou180130.pdf>

- ・労働力調査結果表の一部変更の内容（平成 30 年 1 月分結果以降）

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/change/2018/pdf/naiyou180130.pdf>

- ・未活用労働指標の解説

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/mikatuyok.pdf>

- ・労働力調査における平成 25 年 1 月以降の変更について

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/121228.pdf>

- ・労働力調査結果表の一部変更の主な内容（平成 25 年 1 月分結果以降）

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/change/2013/pdf/20121228.pdf>

4 集計区分

四半期平均、年平均、年度平均の集計が可能です。

(東日本大震災によるデータ欠損等のため、平成 23 年 1 ～ 12 月を含む期間は全国及び東北の集計ができません。ただし、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国は集計可能です。)

5 地域区分

分類一覧の地域区分のとおりです。

なお、平成 25 年以降は全国のみです。

6 結果の表章方法

- (1) 人口は万人単位、世帯は万世帯単位により表章します（小数第 1 位を四捨五入し、整数で表章）。
- (2) 比率は百分率（%）により表章します（小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで表章）。
- (3) 平均週間就業時間は時間単位により表章します（小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで表章）。
- (4) 延週間就業時間は万時間単位により表章します（小数第 1 位を四捨五入し、整数で表章）。
- (5) 平均世帯人員は人単位により表章します（小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで表章）。
- (6) 平均月間就業時間は時間単位により表章します（小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで表章）。
- (7) 平均在職期間は年単位により表章します（小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで表章）。
- (8) 分布のなかったセルは「-」で表章します。

7 その他

集計対象項目の組合せの数（クロス数）は、最大で表頭 3 次元、表側 3 次元、欄外 3 次元となります。

現職の従業上の地位及び前職の従業上の地位は、労働力調査の詳細集計の平成 23 年 1 ～ 3 月期からと同じ分類区分となっています。

調査項目によっては集計できない集計区分、地域もありますので、分類一覧を確認してください。

「統計表作成仕様書」を作成する際、年次による調査票の違い等により、平成 24 年までと 25 年から 29 年まで、平成 30 年以降については統計表を分けてください。